

改正

平成30年7月31日告示第287号
令和元年9月30日告示第175号
令和元年12月16日告示第258号
令和3年3月31日告示第168号
令和4年9月30日告示第466号
令和6年3月29日告示第153号
令和7年3月31日告示第149号
令和8年6月1日告示第263号

安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業内容及び対象者)

第4条 総合事業は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業の内容及び対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 訪問介護相当サービス

(イ) 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）

(ウ) 訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 通所介護相当サービス

(イ) 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）

(ウ) 通所型サービスC（短期集中通所型サービス）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(ア) 介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

(イ) 介護予防ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を通知別記1により実施するものとする。

(指定事業者により実施するときの総合事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときの総合事業に要する費用の額は、別表第2に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の額)

第7条 法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費は、次のとおりとする。

(1) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) 前条に定める額に100分の100を乗じて得た額

(2) 前号に規定する以外の第1号事業 前条に定める額に100分の90を乗じて得た額

2 前項第2号の規定にかかわらず、総合事業の利用者の所得の額が介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)で定める額以上である場合の当該利用者に係る第1号事業支給費については、サービスの利用者が、第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、前条に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、総合事業の利用者の所得の額が施行令で定める額以上である場合の当該利用者に係る第1号事業支給費については、サービス利用者が、第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、前条に定める額に100分の70を乗じて得た額とする。

(通所型サービスCの費用負担)

第8条 通所型サービスCの利用者は、事業によるサービスに要した実費相当分として1回当たり400円を負担しなければならない。

2 前項の費用は、事業を委託している場合にあつては、当該受託者において徴収する。

(支給限度額)

第9条 支給限度額の算定は、法第55条第1項の規定によるものとし、支給限度額は別表第3のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、別表第2に定める訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)事業に限る。

2 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、指定事業者が行う事業について、通知別記1の2(12)ア及びイの例により、同アの高額介護予防サービス費相当事業及び同イの高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(事業の委託)

第11条 市長は、総合事業を法第115条の47第5項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントについては、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(事業対象者の確認)

第12条 市長は、事業対象者の状態を確認するため必要に応じて基本チェックリストを実施することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成29年3月29日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の前日においても、第12条の規定の例により、基本チェックリストを実施することができる。

3 前項の規定により実施した基本チェックリストは、この告示の施行の日において第11条の規定により実施されたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

事業構成			事業内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービスを行うこと。	居宅要支援被保険者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
		訪問型サービスA	調理、掃除、買物等の生活支援を中心としたサービスを行うこと。	
		訪問型サービスC	保健又は医療の専門職等が、心身の機能低下がある者に対し、訪問による指導又は助言を行うこと。	
	通所型サービス	通所介護相当	旧法の介護予防通所介護に相当するサービスを行うこと。	

	ス（第1号通所事業）	サービス		
		通所型サービスA	通所介護事業所等が高齢者の閉じこもり予防、自立支援に資する運動及びレクリエーション等の介護予防に資するサービスを行うこと。	
		通所型サービスC	保健又は医療の専門職が、生活機能向上のための運動機能及び身体機能の向上トレーニング等を行うこと。	
介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	介護予防ケアマネジメントA	通知別記1の2(8)ウ(ア)に準じる介護予防ケアマネジメントであって、指定事業者による訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス又は通所型サービスAについて実施するもの	居宅要支援被保険者（法第8条の2に規定する介護予防サービスを利用するため同法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び事業対象者	
	介護予防ケアマネジメントB	通知別記1の2(8)ウ(イ)に準じる介護予防ケアマネジメントであって、指定事業者によらない訪問型サービスA又は訪問型サービスC若しくは通所型サービスCのみを利用するものについて、実施するもの		
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげること。	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者	
	介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会等の開始又は介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成若しくは配布を行うこ		

		と。	
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行うこと。	
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うこと。	
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。	

別表第2（第6条、第9条関係）

事業構成		1単位の単価	単位数
訪問型サービス（第1号訪問事業）	訪問介護相当サービス	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）に定める単位数
	訪問型サービスA	の規定により定める本市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	<p>（1回当たり）</p> <p>ア 212単位（20分以上60分未満）</p> <p>イ 103単位（20分未満）</p> <p>注1 訪問型サービスA事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、20分以上60分未満のときは191単位、20分未満のときは93単位とする。</p>

			<p>注2 訪問型サービスA事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問型サービスAを行った場合は、20分以上60分未満のときは180単位、20分未満のときは88単位とする。</p> <p>注3 正当な理由なく、訪問型サービスA事業所において、前6月間に提供した訪問型サービスAの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(注2に該当する場合を除く。)に提供されたものの割合が100分の90以上である場合は、20分以上60分未満のときは187単位、20分未満のときは91単位とする。</p> <p>※週の上限は、636単位とする。</p>
通所型サービス(第1号通所事業)	通所介護相当サービス	10円に単価告示の規定により定める本市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	<p>報酬告示に定める単位数</p> <p>注1 報酬告示の規定にかかわらず、報酬告示別表の2イ(1)及び(2)は適用しない。</p> <p>注2 報酬告示の規定にかかわらず、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターが別に定める届出を市長に提出したときに限り、事業対象者について報酬告示別表の2ロ(2)を算定できる。</p> <p>注3 報酬告示の規定にかかわらず、報酬告示別表の2ロ(1)については1月につき5回、同(2)については1月につき10回を限度として、所定単位数を算定する。</p>
	通所型サービスA		<p>(1回当たり)</p> <p>ア 363単位</p> <p>イ 利用者に対して、その居宅と通所型サービスA事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位をアから減算する。</p> <p>※週の上限は、726単位とする。ただし、同一事業所の同一日における上限は、363単位とする。</p>
介護予防ケアマネジメント(第1)	介護予防ケアマネジメントA	10円に単価告示の規定により定める本市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて	報酬告示に定める単位数

号介護 予防支 援 事 業)	介護予 防ケア マネジ メント B	得た額	(1月当たり) ア 398単位 イ 初回加算 300単位
-------------------------	-------------------------------	-----	------------------------------------

別表第3 (第9条関係)

対象者区分	単位数
事業対象者	(1月当たり) 5,032単位 ※個々の利用者の状態に応じて認められた場合は、連続する6月に限り、10,531単位とする。
要支援1	(1月当たり) 5,032単位
要支援2	(1月当たり) 10,531単位